

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月11日
【会社名】	長野計器株式会社
【英訳名】	NAGANO KEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 茂
【本店の所在の場所】	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
【電話番号】	03(3776)5311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経理部長 矢島 寿衛
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
【電話番号】	03(3776)5311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 経理部長 矢島 寿衛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 999,626,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,402,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成23年3月11日(金)開催の取締役会における決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,402,000株	999,626,000	499,813,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,402,000株	999,626,000	499,813,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は499,813,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
713	356.5	100株	平成23年3月28日(月)	該当事項なし	平成23年3月29日(火)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、第三者割当による新株式発行は行われなないこととなります。

4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
長野計器株式会社 経理部	東京都大田区東馬込一丁目30番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 日本橋営業部	東京都中央区八重洲一丁目2番16号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
999,626,000	12,000,000	987,626,000

（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、フィナンシャル・アドバイザー費用6,000,000円、登記関連費用4,000,000円及び取引所上場手数料・印刷費用等2,000,000円であります。

（2）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額987百万円につきましては、金融機関から調達した長期借入金に対する返済資金に全額充当する予定であります。また、支出予定時期につきましては、平成23年4月から平成24年5月までを予定しております。なお、調達した資金につきましては、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	エア・ウォーター株式会社
本店の所在地	札幌市中央区北3条西1丁目2番地
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第10期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月29日 関東財務局長に提出 (訂正報告書を平成22年9月1日に関東財務局長に提出)
	四半期報告書 事業年度 第11期第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月13日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 第11期第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 平成22年11月12日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 第11期第3四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年2月14日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社は、割当予定先より、製造工程において使用する産業ガスを購入しております。また、割当予定先には、ガス製造工程における圧力計測及び制御機器として当社の圧力計・圧力センサを販売しております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成23年1月31日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、圧力計測機器の数少ない専門メーカーとして、極微圧から超高压まで、圧力技術一筋に常に独自の技術に研鑽を重ねながら、ユーザーニーズに則した積極的な事業展開を進めております。

当社の主要製品である圧力計・圧力センサは、その品質や性能と併せて、多種多様な業界におけるインテリジェント化にも対応し、「環境・保安・安全」といった分野でのサポートを行っております。また、光ファイバーセンサなど、新たなテクノロジーを応用した製品開発も行っております。

今般の第三者割当増資は、有利子負債の圧縮を目的とするものです。

当社は、平成18年5月に、圧力計及び圧力センサの世界事業の展開を目的にAshcroft Holdings, Inc. (現 Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc.) の全株式を、また平成20年4月には、計測制御機器の早期製品化とその市場開拓を進める目的で、株式会社ニューエラーの全株式を取得しましたが、その資金は主として借入金により賄いました。

両社の取得以降の平成21年3月期は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機により、当社においては受注が大きく減少し、急激な需要の減退と操業度の低下並びに急激な円高による為替差損が発生しました。また株式市場の低迷により投資有価証券評価損並びに繰延税金資産の取崩しを行ったことにより平成21年3月期は、32億57百万円の当期純損失となりました。

平成22年3月期においては、当社の需要先である産業機械業界、半導体業界、空圧機器業界などでは、設備投資の抑制が依然として続き、総じて低水準のまま推移し、売上高は大幅な減少となりました。

また、経営環境の著しい悪化により収益性が低下した固定資産の減損処理により、21億56百万円の減損損失を計上し、当期純損失は27億43百万円となりました。

このような状況にあって、当社は平成22年4月から平成25年3月までの3ヵ年を対象とする中期経営改善計画を策定し、経営戦略の基本方針として掲げた「事業の選択と集中」「営業キャッシュフローの改善」「グループ経営効率の最大化」「有利子負債の圧縮」の重点施策を推進し、経営・財務基盤の強化を図り、収益性と強い財務体質を回復することを計画しております。

当社は、Ashcroft-Nagano Keiki Holdings, Inc. を買収する資金としてシンジケートローン契約で55億円を借入れ、平成22年2月に契約期日を迎え22億円を返済し、残額33億円を改めてシンジケートローン契約を締結し借り換えいたしました。さらに、株式会社ニューエアーを買収する資金としてシンジケートローン契約で30億円を借入れたことにより、有利子負債が大きく増加いたしました。

経営改善計画で掲げている有利子負債の圧縮と自己資本充実のため、当社では増資の募集方法を検討した結果、第三者割当増資とし、かねてよりガス製造工程における圧力計測及び制御機器として当社の圧力計・圧力センサを使用し、当社は製造工程において使用する産業ガスを購入しているエア・ウォーター株式会社を第三者割当増資の割当予定先の候補として、当社代表取締役社長宮下茂がエア・ウォーター株式会社代表取締役会長兼社長青木弘に申し入れを行いました。

その結果、重要な取引先であるエア・ウォーター株式会社は、独自の高い技術力を持つ産業ガス事業をコア事業とし、多様な産業ガスを生産し、幅広い分野の産業に供給する国内におけるリーディングカンパニーであり、今後は、同社との関係を強化することが当社の中長期的な事業の発展に資することから、割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,402,000株

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化を目的とした割当予定先による投資であり、中長期的に保有する方針である旨口頭により確認しております。

なお、当社は、割当予定先に対して、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等所定の内容を書面に記載のうえ当社に報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについての確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第10期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)有価証券報告書及び第11期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)四半期報告書に記載の売上高、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、払込みに要する資金の状況について問題ないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるエア・ウォーター株式会社は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している上場会社(株式会社東京証券取引所市場第一部、株式会社大阪証券取引所市場第一部及び証券会員制法人札幌証券取引所に上場)であり、「エア・ウォーターグループ倫理行動規範」を制定し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たない」という方針を明確にしております。以上の内容について当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額につきましては、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日(平成23年3月10日)から遡る直近3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である751円を基準に、1株につき713円といたしました。

発行価額の算定にあたって、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日から遡る3ヶ月間の終値平均株価を算定の基準としたのは、当社の株価動向・売買高等を考慮し、取締役会決議日の前営業日の終値という一時的な株価を基準とするよりも、一定期間の終値平均株価という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断いたしました。

なお、取締役会決議日の直前営業日の終値710円に対するプレミアム率は0.42%、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1ヶ月間の終値平均746円に対するディスカウント率は4.42%、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月間の終値平均751円に対するディスカウント率は5.06%、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近6ヶ月間の終値平均707円に対するプレミアム率は0.85%となっております。

当社は、本発行価額について、当社を取巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価を考慮し、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な価額であると認識しております。また、当社監査役4名全員から、当社から独立したアドバイザーより提供された情報及び法律事務所の意見書の確認、並びに取締役会の審議状況の検証を通じて、本第三者割当増資の有利発行該当性に関して不適法であるとする事実は認められず、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

上記を勘案した結果、本第三者割当増資に係る発行価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠等

本第三者割当増資において発行される株式数1,402,000株は、当社発行済株式総数19,180,984株に対し7.31%（平成22年12月31日現在の総議決権数190,861個に対する割合は7.35%）に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、エア・ウォーター株式会社を割当予定先とする本第三者割当増資を実施することによって調達した資金を、当社が金融機関からの長期借入金の返済に充当することで、当社の財務体質の健全化につながるため、今回の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
株式会社エヌケー商事	長野県上田市中央5丁目13番31号	3,458	18.12	3,458	16.88
エア・ウォーター株式会社	札幌市中央区北3条西1丁目2番地			1,402	6.84
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	952	4.99	952	4.65
宮下 茂	神奈川県藤沢市	835	4.38	835	4.08
長野計器取引先持株会	東京都大田区東馬込1丁目30番4号	673	3.53	673	3.29
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	565	2.96	565	2.76
戸谷 直樹	長野県上田市	531	2.78	531	2.59
長野計器従業員持株会	東京都大田区東馬込1丁目30番4号	530	2.78	530	2.59
大和企業投資株式会社	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	529	2.77	529	2.58
日本電産サンキョー株式会社	長野県諏訪郡下諏訪5329	521	2.73	521	2.54
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	505	2.65	505	2.47
計		9,103	47.69	10,505	51.27

(注) 本第三者割当増資前後の大株主構成は、平成22年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第88期事業年度に係る有価証券報告書および第89期事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第88期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、矢島寿衛および三宅讓治の両氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、伊藤剛および大坪健雄の両氏を選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役小林亘、丸野尚彦、武重剛の3氏および退任監査役杉本昌史氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） 4
第1号議案	170,651	479	0	1	可決（99.5%）
第2号議案				2	
矢島 寿衛	166,895	4,235	0		可決（97.3%）
三宅 讓治	170,477	653	0		可決（99.4%）
第3号議案				2	
伊藤 剛	166,753	4,377	0		可決（97.2%）
大坪 健雄	169,457	1,673	0		可決（98.8%）
第4号議案	161,053	10,077	0	3	可決（93.9%）

- 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- 4 賛成の割合は、本定時株主総会に出席した株主の議決権数（本定時株主総会前日までの事前行使分およびすべての当日出席株主分）に対し、本定時株主総会に出席した株主の議決権数のうち、各議案の賛成が確認できた議決権数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第88期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第89期 第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

長野計器株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奈尾 光浩	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	広瀬 勉	印
----------------	-------	------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている長野計器株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、長野計器株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、長野計器株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2 月 5 日

長野計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈尾 光浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている長野計器株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

長野計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈尾 光浩	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広瀬 勉	印
--------------------	-------	------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている長野計器株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、長野計器株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、長野計器株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月 7日

長野計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈尾 光浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている長野計器株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、長野計器株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

長野計器株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奈尾 光浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている長野計器株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第87期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月29日

長野計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

奈尾 光浩

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

広瀬 勉

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている長野計器株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第88期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長野計器株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。